

まちなか居住補助金 補助対象者の条件ご確認シート

このたびは、豊川市へご転入（予定を含みます。）いただき、ありがとうございます。

まちなか居住補助金の対象になる方は、次のチェック項目のすべてに該当する必要があります。

また、補助対象かどうかの最終判断は、補助金交付申請書類の確認後に決定しますので、このシートは該当の目安としてご使用ください。

【ご確認内容】

☐ ① お住まいの家屋は、あなたが取得（新築のほか、分譲マンション、中古住宅を含む）されましたか？

（又は取得する予定ですか？）

※対象となる家屋の所有者（名義）があなた以外の場合、補助対象とはなりません。

☐ ② お住まいの家屋は直近3年以内に取得されましたか？

※本補助金は家屋が初めて課税された年度から最大3年間補助を行うものです。

※家屋の取得が4年前の場合でも補助対象となるケースがあります。都市計画課までお問い合わせください。

☐ ③ お住まいの家屋に引っ越す前のあなたの状況は、次のどちらかですか？

☐ ア 5年以上連続して豊川市外に住んでいましたか？

☐ イ 豊川市の災害想定区域内に家屋を所有して住んでいましたか？

ア例）○名古屋市（6年間）→豊川市（お住まいの家屋）

○名古屋市（3年間）→岡崎市（3年間）→豊川市（お住まいの家屋）

△名古屋市（6年間）→豊川市（6ヶ月※1）→豊川市（お住まいの家屋）

※1…他市から豊川市へ転入後1年以内に同一小学校区に転居する場合に限る

×名古屋市（4年間）→豊川市（2年間）→横浜市（3年間）→豊川市（お住まいの家屋）

⇒豊川市外に連続して5年以上住んでいたことが要件であるため、補助対象となりません。

イ例）○豊川市内の災害想定区域（※2）→豊川市内の都市機能誘導区域（お住まいの家屋）

※2…災害想定区域とは、まちなか居住補助金交付要綱別表1に記載の区域を示します。

×豊川市内の災害想定区域外→豊川市内の都市機能誘導区域（お住まいの家屋）

⇒豊川市の災害想定区域に住んでいたことが要件であるため、補助対象となりません。

☐ ④ お住まいの家屋は、都市機能誘導区域（※）に位置していますか？

※豊川市ホームページの「まちなか居住補助金」で位置を検索することができます。

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/seisaku/10/1/16698.html>

右記QRコードを読み取っていただくと、上記ページを開くことができます。



☐ ⑤ 連続して10年以上、お住まいの家屋に定住することを決めていますか？

※申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。

☐ ⑥ 豊川市において、町内会に加入していますか？

※町内会費の領収書などで確認させていただきます。

☐ ⑦ 豊川市において、市税等の滞納はありませんか？

※滞納のない証明書で確認させていただきます。

☐ ⑧ お住まいの皆様の中に暴力団員はいませんか？

※申請書類「定住誓約書」により確認させていただきます。

☐ ⑨ お住まいの家屋には台所と便所がありますか？

※台所または便所がない場合は、補助対象となりません。

☐ ⑩ お住まいの家屋のうち、居住の用に供する延べ床面積は80㎡以上ありますか？

※店舗などに併設されたお住まいは、居住の用に供する部分が補助対象範囲となります。

【問い合わせ先】 豊川市役所都市整備部都市計画課 電話0533-89-2147